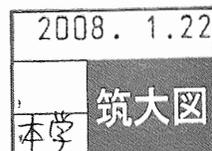


筑波社会科学研究

第22号



【研究論文】

- 岡山孤児院教育実践の子ども生活史的考察 ……………大 森 昭 佳 (1)
- 社会科教育における法社会の認識とフラーの合法性概念 ……………豊 浦 孝 則 (15)
- 高等学校における海外修学旅行の諸類型
 —地域性の考察を中心に— ……………羽 成 祐 子 (29)

【研究会報告】

- 第21回研究大会報告 …………… (41)
- 6月例会 …………… (45)

【書評】

- 井門正美著
 『社会科における役割体験学習論の構想』……………井 田 仁 康 (48)

【学会彙報】

- 2002年度学会活動報告 …………… (50)
- 教育研究科2001年度修了生 修士論文一覧 …………… (51)

筑波大学社会科教育学会

2003

筑波大学社会科教育学会会則

- 第1条 (名 称) 本会は筑波大学社会科教育学会と称する。
- 第2条 (目 的) 本会は社会科教育に関する研究を行い、あわせて会員相互の連絡をはかることを目的とする。
- 第3条 (活 動) 本会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。
1. 研究会の開催
 2. 機関誌の発行
 3. 資料の収集・交換
 4. その他必要と認められるもの
- 第4条 (会 員) 本会の会員は、筑波大学の出身者および本会の主旨に賛同する者で、所定の会費を納入した者とする。
2. 本会に賛助会員をおくことができる。賛助会員は、会の趣旨に賛同し、賛助会費を収める者とする。
- 第5条 (本 部) 本会の本部は、筑波大学教育学系社会科教育学研究室におく。
- 第6条 (役 員) 本会は次の役員をおく。
- | | | | | | |
|-----|-----|------|----|-----|-----|
| 会 長 | 1名 | 副会長 | 1名 | 評議員 | 若干名 |
| 幹 事 | 若干名 | 会計監査 | 2名 | | |
2. 評議員および会計監査は総会において選出する。
 3. 会長および副会長は評議員会で選出する。
 4. 幹事は総会の承認を得て、会長が委嘱する。
 5. 役員の任期は2年とする。ただし、再選を妨げない。
- 第7条 (役員の仕事) 会長は本会を代表し、会務を統括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
 3. 評議員は評議員会を構成し、重要な会務を運営する。
 4. 幹事は幹事会を構成し、会長をたすけて会務を運営する。
 5. 会計監査は、本会の会計を監査する。
- 第8条 (顧 問) 本会には顧問をおくことができる。顧問は総会の承認を得て会長が委嘱する。
- 第9条 (会 議) 本会の会議は、総会、評議員会および幹事会とする。
2. 総会は毎年1回会長が招集し、会員の過半数の出席によって成立する。ただし、会員は委任状をもって議決権を他の会員に委任することができる。
 3. 必要ある場合、会長は臨時総会を招集することができる。
 4. 総会の議決決定は、出席会員の過半数をもって行う。
 5. 評議員会は、会長、副会長、評議員をもって構成し、会長の召集によって会務を審議する。
 6. 幹事会は会長が招集する。
- 第10条 (会 計) 本会の経費は、会費、寄付金、その他をもってこれに充てる。
2. 本会の会費は総会で定める。
 3. 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。
- 第11条 (会則の改正) 会則の改正は、総会の議を経なければならない。
- 付 則 この会の会則は昭和57年2月11日から施行する。

〈編集規定〉

- (1) 本誌は筑波大学社会科教育学会の機関誌であり、年一回発行する。
- (2) 本誌は本学会会員の研究論文、研究ノート、書評、研究会報告、学会彙報、その他会員の研究活動に関する記事を掲載する。
- (3) 本誌に論文その他を掲載しようとする会員は、所定の執筆要領に従い「編集委員会」宛に送付する。
- (4) 原稿の掲載は編集委員会の審議を経て決定する。
- (5) 掲載予定の原稿について、編集委員会は執筆者との協議を通じ、内容に変更を求めることがある。
- (6) 本誌に掲載された論文その他は原則として返還しない。
- (7) 執筆者による校正は第一校までとし、再校以降は原則として編集委員会の責任において行う。

〈執筆要領〉

- (1) 論文原稿は未発表のものに限る。(ただし、口頭発表、プリントの場合はこの限りではない。)
- (2) 編集委員会が特に枚数を指定する以外の原稿は、図・表などを含めて、原則として研究論文が400字詰原稿用紙40枚以内、研究ノートが30枚以内、実践報告が20枚以内、書評が5枚以内とする。
- (3) 原稿は、400字詰横書きとする。ワープロ原稿の場合、43字×37行横書きとする。ワープロ原稿は、フロッピーディスクを付するものとする。
- (4) 原稿には、必ず英文タイトルを添付する。
- (5) 原稿には、氏名(フリガナ)、所属(職名その他を含む)、連絡先を付記し、筑波大学社会科教育学会「筑波社会科研究」編集委員会宛に送付するものとする。
- (6) 図版等で特定の費用を要する場合、執筆者に負担させることがある。
- (7) 原稿メ切は毎年9月30日、発行は翌年2月11日とする。

筑波社会科研究 第22号

2003年2月8日 印刷・発行

編集 「筑波社会科研究」編集委員会

代表者 谷川彰英

発行 筑波大学社会科教育学会

会長 谷川彰英

事務局 茨城県つくば市天王台1-1-1(〒305-8572)

筑波大学教育学系 社会科教育学研究室

TEL 029-853-6729～31

振替 00350-4-7442

印刷 (有) 甲文堂

東京都文京区大塚1-4-7(〒112-0012)

TEL 03-3947-0844 / FAX 03-3947-0858

**TSUKUBA ANNALS
FOR
SOCIAL STUDIES EDUCATION**

No.22

2003

CONTENTS

Articles

- A Study of the Education in Okayama Orphanage
through the Children's LifeTeruka OOMORI (1)
- The Recognition of the Society under the Rule of Law
and Fuller's Concept of the "Internal Morality of Law"
in Social Studies Takanori TOYOURA (15)
- Types of Overseas School Trip in a High SchoolYuuko HANARI (29)

Research Conferenses(41)

Book Review (48)

Academic News

Academic Activities of the Association for the Social Studies Education in 2002(50)

Titles of Master Theses Submitted by Graduate Students of the Social Studies Course,
Master's Program of Education in 2001 (51)

**THE ASSOCIATION FOR SOCIAL STUDIES EDUCATION
UNIVERSITY OF TSUKUBA**